

公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県伊勢市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。
これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町及び南伊勢町（以下「伊勢志摩地域」という。）を中心とした地域における観光及びコンベンションの振興に関する事業を行い、もって伊勢志摩地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光情報の発信事業
- (2) 観光客及びコンベンションの誘致促進及び受入れ体制の整備に関する事業
- (3) 映画の撮影等の誘致に関する事業（フィルムコミッション事業）
- (4) 観光情報の調査研究及び観光客の満足度の向上に関する事業
- (5) 観光産業及び観光文化の振興と人材の育成に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者
- 2 前項第1号の正会員のうち、特別にこの法人の運営に寄与する伊勢志摩地域の市町、団体並びに三重県を特別会員とする。
- 3 前項の規定に関わらず、伊勢志摩地域の近隣市町及び団体について、会長が特に必要と認めた者は、総会の決議により特別会員とすることができる。
- 4 第1項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、特別会員を除く正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 特別会員は、総会において別に定める負担金を納入しなければならない。
- 3 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- 4 既納の会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。
- 5 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (4) 第7条の会費又は負担金を納入せず、督促後なお1年以上納入しないとき。
- (5) 全会員が同意したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、第5条第1項第1号の正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費及び負担金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (6) 貸借対照表、活動計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、理事会は次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) その他法令で定める事項

5 総会の招集は前項各号に掲げる事項を記載した書面をもって、若しくは政令に定めるところにより当該正会員の承諾を得て電磁的方法により開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、前項第3号に掲げる事項を定めた場合には、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、第5条第1項第1号の正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 特別会員の承認

(2) 会員の除名

(3) 監事の解任

- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面議決)

第18条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とし、1名以上を外部理事とする。

3 会長及び副会長以外の理事のうち、必要に応じ、1名の専務理事を置くことができる。

4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 監事のうち1名以上を外部監事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 2 2 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して業務を掌握する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して当機構の運営を指揮、監督し、業務を統括する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（専決処分）

第 2 2 条の 2 会長は受託事業等の円滑な実施のため、緊急に収支予算を変更する必要がある場合は専決することができる。この場合において、専決した事項は次の総会においてこれを報告し、承認を求めなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 2 3 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 2 4 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事については、再任を妨げない。

4 理事又は監事は、第 2 0 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 2 5 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。また、外部理事及び外部監事に対しても、報酬等の支給の基準に従って支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

（責任の免除）

第27条 この法人は、役員がこの法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

（構成）

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

（招集）

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事にその通知を発しなければならない。

（議長）

第31条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第 3 2 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除くものとする。

(議事録)

第 3 3 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の変更を行う理事会及び第 3 0 条第 2 項の場合にあっては、出席した理事及び監事とする。

第 7 章 会計及び予算

(事業年度)

第 3 4 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(特別会計)

第 3 5 条 この法人は、必要があるときは理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第 3 6 条 この法人の事業計画書、収支決算書その他法令で定める書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 3 7 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出

し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。ただし、第6号の財産目録については、財務諸表に対する注記に記載する場合には、作成しないことができる。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 活動計算書
- (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 削除

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第43条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は会長が委嘱する。会長は、当該委員会の運営に必要な見識及び経験等を有する者である場合、会員でない者に委嘱することができる。
- 3 委員会はいかなる場合であっても決議機関となるものではない。
- 4 委員会の設置、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、会長は、委員会の円滑な運営のためやむを得ない理由がある場合には、構成及び運営に関し必要な事項を専決することができる。この場合において、専決した事項は次の理事会においてこれを報告し、承認を求めなければならない。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、会長が定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 5 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 2 章 補足

(委任)

第 4 6 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第 1 3 章 情報公開等

(情報公開等)

第 1 条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他運営における透明性の向上を図るものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 3 4 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は大口秀和とする。
- 4 第 4 3 条第 4 項の後段としてただし書きを加え、会長による専決処分ができることとする。

附 則

- 1 この定款は、平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日から施行する。
- 2 この定款は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この定款は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この定款は、令和 6 年 3 月 2 1 日から施行する。
- 5 この定款は、令和 8 年 6 月 1 6 日から施行する。
 - 2 第 1 2 条第 6 項及び 3 7 条第 1 項に規定する書類の名称の変更は、令和 9 年 4 月 1 日に開始する事業年度に係る書類から施行する。
 - 3 改正前の第 3 8 条に規定する公益目的取得財産残額の算定及び記載は、令和 9 年

4月1日に開始する事業年度に係るものから廃止する。